

三次市亀の丸第2地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	松尾, 徳市	令和2年3月12日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	22.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	22.4 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	1.8 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.9 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	4.8 ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本地区は、牧草地とぶどうや柚子栽培を中心とする果樹園地で形成されているが、牧草地については、農地所有者の畜産業の規模縮小や離農に伴う遊休農地化が進んでおり、果樹園地についても、規模縮小意向の農業者や後継者未定の農業者の農地が存在し、新たな受け手の確保が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

遊休農地化した牧草地については、中心経営体である認定農業者1経営体が担い、ワイン醸造用ぶどう園地として活用する。果樹園地については、中心経営体である認定農業者等が担っていくほか、新規就農者の受入れを促進していくことで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	果樹	2.3 ha	果樹	7.1 ha	
認農	B	果樹	2.2 ha	果樹	2.2 ha	
認農	C	果樹	2.5 ha	果樹	2.5 ha	
	D	果樹	2.1 ha	果樹	2.1 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4 経営体		9.1 ha		13.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の貸付け等の意向】 貸付け等の意向が確認された農地は、6筆、47,952㎡となっている。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 亀の丸第2地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>【特産化作物の導入方針】 市の特産品であるぶどうを中心とした園芸作物の生産に取り組み、収益性の高い生食用園芸作物の生産拡大を図るとともに、需要に対して不足しているワイン醸造用ぶどうの安定供給に取り組む。</p>
<p>【担い手確保への取組方針】 規模縮小意向の農業者や後継者未定の農業者の農地を中心に、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。</p>

三次市古屋地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	春日井上	令和2年3月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	10.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	7.2 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	4.3 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	0.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.2 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

古屋地域では、水稻の作付が主体で、一部野菜苗、ほうれん草等の園芸作物が作付されている。地域内ではDが機械の共同利用や作業委託を行っているほか、大半の農地が自作されており、今後も自作の意向が多い。しかしながら、高齢化しており、担い手の育成が必要である。また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

古屋地区の水田利用は、中心経営体であるDが担い、施設野菜利用については中心経営体であるAとBが担っていくこととする。また、認定新規就農者であるCは、酪農経営を行っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	施設野菜	0.7 ha	施設野菜	0.7 ha	
認農	B	施設野菜	0.6 ha	施設野菜	0.8 ha	
認就	C	酪農	0.2 ha	酪農	0.2 ha	
	D	水稻	ha	水稻	ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4 経営体		1.5 ha		1.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
 注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の貸付け等の意向】 現状、貸付け等の意向が確認された農地はないが、状況により今後増える可能性は高い。</p>
<p>【農地中間管理機構の活用方針】 古屋地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。</p>
<p>【基盤整備への取組方針】 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>【担い手確保への取組方針】 ・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。 ・中心経営体での借受が困難な場合には、後継者未定の農業者の農地を中心に、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。</p>

三次市泉水地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	泉水	令和2年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	10.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	9.5 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	4.3 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	2.6 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.6 ha
(備考)	

- 注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>泉水地域では、水稻の作付が主体である。</p> <p>地域内ではAにより、一部農地集積が行われているが、大半の農地は自作されている。しかしながら、高齢化が進み後継者の確保が難しい状況もあり、今後は担い手への円滑な農地集積が必要である。</p> <p>また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。</p>
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>泉水地区の水田利用は、中心経営体であるAが担っていくこととする。</p>

- 注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	1.4 ha	水稻	3.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1 経営体		1.4 ha		3.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、12筆、19,169㎡となっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

泉水地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

【担い手確保への取組方針】

- ・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。
- ・中心経営体での借受が困難な場合には、新たな中心経営体を確保するとともに、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。